

# 国際金融規制改革の動向

## — バーゼルⅢの最終化と今後 —

日比 規雄  
(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. バーゼル規制の概要
3. 我が国におけるバーゼル規制の適用
4. 最低所要自己資本比率（第1の柱）
  - (1) 自己資本比率規制
  - (2) バーゼルⅢ枠組文書公表後の自己資本比率規制の見直し
  - (3) 資本バッファー、資本サーチャージ
  - (4) レバレッジ規制
5. 金融機関の自己管理と監督上の検証（第2の柱）
6. 市場規律（第3の柱）
7. 流動性規制（流動性カバレッジ比率・安定調達比率）
8. 総損失吸収力（TLAC）規制
9. 今後の課題
  - (1) バーゼルⅢ実施に伴う規制効果の評価検証
  - (2) ソブリン・リスクの取扱いの見直しの可能性
  - (3) バーゼルⅢの実施に関する国際的状況
10. 終わりに

### 1. はじめに

2008年に発生したリーマン・ブラザーズの経営破綻に起因する世界的な金融危機（以下「世界金融危機」という。）を受け、銀行経営の健全性を確保することを目的とした国際金融規制の強化が喫緊の課題となった。先進国等の銀行監督当局・中央銀行により構成されるバーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」という。）では、「バーゼルⅢ」と称する一連の国際金融規制の策定に向けた協議が行われてきた。まず、2010年に枠組みとな

る二つの文書「Basel III: A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems」、「Basel III: International framework for liquidity risk measurement, standards and monitoring」（以下「バーゼルⅢ枠組文書」という<sup>1</sup>。）が公表され、続いて、様々な規制が順次策定された。その後、最後まで残されていた検討事項についても、2017年12月に「Basel III: Finalising post-crisis reforms」と題する文書（以下「バーゼルⅢ最終文書」という。）が公表されるに至った。これにより、世界金融危機を受けた一連の国際金融規制の策定作業はおおむね完了したと考えられ、今後、各国では、銀行規制当局が国内の規制を整え、各銀行が所定の期間内に対応していくことが見込まれる。本稿では、これまでのバーゼル委員会の公表文書を基に、バーゼルⅢの概要を整理した上で、我が国が対応すべき今後の課題について若干の所見を述べることにしたい。

## 2. バーゼル規制の概要

バーゼル委員会は、銀行の健全性に関する規制の国際基準を設定するとともに、銀行監督に関する協力について意見交換を行う場を提供する機関である。1974年末に設立され、参加国（2017年12月現在で28の国等<sup>2</sup>）の銀行監督当局・中央銀行で構成される。

バーゼル委員会が策定する国際金融規制の枠組みは「バーゼル規制」と称され<sup>3</sup>、これまで三つの段階（バーゼルⅠ、Ⅱ、Ⅲ）を経て改定、拡充されてきた（図表1）。

図表1 バーゼルⅠ、Ⅱ、Ⅲの変遷

枠組みの名称・根拠となる主な文書	自己資本比率に関する主な規制内容	その他の主な規制内容
バーゼルⅠ ・Basel Capital Accord (1988年)	・自己資本の最低所要比率を8%に設定	—
バーゼルⅡ ・Basel II: International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards(2004, 2006年) ・Enhancements to the Basel II framework(2009年) (注) 等	・自己資本を質の高い資本(Tier1)等に分類し、Tier1の最低所要比率を4%に設定 ・自己資本比率の算定に、オペレーショナル・リスクを追加 ・自己資本比率の算定に当たってのリスク・アセット計測の精緻化(内部モデルの導入)	・「金融機関の自己管理と監督上の検証」、「市場規律」による規制を加えた三本の柱による構成化
バーゼルⅢ ・Basel III: A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems(2010, 2011年) ・Basel III: International framework for liquidity risk measurement, standards and monitoring(2010年) ・Basel III: Finalising post-crisis reforms(2017年) 等	・Tier1の最低所要比率の引上げ ・普通株式等Tier1比率の導入 ・資本バッファ(資本保全バッファ等)の導入 ・内部モデルの使用によるリスク・アセットのばらつきを抑制するため、資本フローの導入 ・オペレーショナル・リスクの計測手法の改定	・レバレッジ規制、流動性規制(流動性カバレッジ比率、安定調達比率)の導入

(注)バーゼル委員会は、世界金融危機への当面の対応策として、2009年にバーゼルⅡを改定し、同改定内容は、バーゼル2.5とも称される。

(出所) バーゼル委員会資料、金融庁資料を基に筆者作成

国際金融市場の発展に伴い、国際的に活動する銀行の健全性を確保するために設定されたバーゼルⅠでは、自己資本の最低所要比率を8%とする規制が導入された。その後、国際金融市場が更に拡大し、より網羅的なリスク管理が必要となったために改定されたバー

<sup>1</sup> 金融庁、日本銀行は、「バーゼルⅢテキスト」と称している。

<sup>2</sup> アルゼンチン、豪、ベルギー、ブラジル、加、中、仏、独、香港、印、インドネシア、伊、日、韓、ルクセンブルク、メキシコ、蘭、露、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英、米、EU。このほか、オブザーバー3か国(チリ、マレーシア、UAE)あり。

<sup>3</sup> バーゼル委員会の常設事務局が、国際決済銀行(Bank for International Settlements)にある関係で「BIS規制」とも称される。本稿では、我が国の金融庁に倣い、「バーゼル規制」の表記を用いる。

ゼルⅡでは、自己資本を質の高い資本（Tier1）等に分類し、Tier1の最低所要比率を4%とする規制が追加された。また、最低所要自己資本比率（第1の柱）を補完するため、金融機関の自己管理と監督上の検証（第2の柱）、市場規律（第3の柱）を加えた三本の柱による構成となった。さらに、世界金融危機を受けて改定されたバーゼルⅢでは、三本の柱を踏襲しつつ、自己資本比率のみでは予見できないリスクに対処するため、レバレッジ規制、流動性規制という新たな項目が導入された。また、世界金融危機を踏まえ、メガバンクに対して自己資本の更なる積み増しを求めるため、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs<sup>4</sup>）、国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs<sup>5</sup>）を指定し、これらを対象とした規制が設定された。バーゼルⅢの枠組みの概要は図表2のとおりである。

図表2 バーゼルⅢの枠組み

内容 対象	資本に関する規制			流動性規制
	第1の柱 (最低所要自己資本比率)	第2の柱 (金融機関の自己管理と監督上の検証)	第3の柱 (市場規律)	
国際的に活動する全ての銀行	自己資本比率規制 ・自己資本比率8% ・Tier1比率6% ・普通株式等Tier1比率4.5% ↑ 上乗せ 資本バッファー ・資本保全バッファー2.5%	レバレッジ規制 ・レバレッジ比率3% ↑ 上乗せ 補完	銀行勘定上のリスク ・信用集中リスク 等 補完	自己資本等に関する様々な情報を公開 ・流動性カバレッジ比率100% ・安定調達比率100%
メガバンク	G-SIBsサーチャージ(1~3.5%) D-SIBsサーチャージ	G-SIBsバッファー (最大0.5~1.75%)		

(出所) バーゼル委員会資料を基に筆者作成

バーゼルⅢは、当初、2013年から段階的实施、2019年から完全実施を予定していた。しかし、バーゼルⅢ最終文書の公表により規制内容が変更及び追加され、これらは2022年から一部実施され、全てが完全実施されるのは2027年となった(図表3)。

図表3 バーゼルⅢ等の実施スケジュール

年	内容	自己資本比率規制				資本バッファー		レバレッジ規制		流動性規制		TLAC規制	
		自己資本 Tier1+ Tier2	Tier1	普通株式等 Tier1	銀行勘定の金利リスク	資本フロア	資本保全バッファー	G-SIBsサーチャージ(1%の場合)	レバレッジ比率	G-SIBsバッファー	流動性カバレッジ比率	安定調達比率	対リスクアセット比率
2010	バーゼルⅢ枠組文書公表	8%	4%	(2%)									
2011	バーゼルⅢ枠組文書一部改定	(従前から変わらず)											
2012													
2013	流動性カバレッジ比率の最終文書公表		4.5%	3.5%									
2014	安定調達比率の最終文書公表		5.5%	4%									
2015	G-SIBsの総損失吸収力(TLAC)の最終文書公表		6.0%	4.5%									
2016	銀行勘定の金利リスクの最終文書、TLAC保有の最終文書公表												
2017	バーゼルⅢ最終文書公表				対Tier1 15%	0.625%	0.25%	公開実施		60%			
2018						1.25%	0.5%			70%			
2019						1.875%	0.75%			80%			
2020						2.5%	1%			90%			
2021										100%			
2022					※新リスク・ウェイト適用								
2023						50%							
2024						55%							
2025						60%							
2026						65%							
2027						70%							
2027						72.5%							

(出所) バーゼル委員会資料、金融庁資料を基に筆者作成

<sup>4</sup> 金融安定理事会(注25参照)が選定。2017年12月現在、世界で30社、我が国では3大メガバンクの持株会社3社(三菱UFJ・FG、三井住友FG、みずほFG)が選ばれている。

<sup>5</sup> 各国当局が選定。2017年12月現在、我が国ではG-SIBs3社を含む7社(うち銀行は4社)。

### 3. 我が国におけるバーゼル規制の適用

バーゼル規制は、国際的に活動する銀行を対象としたものであり、また、それ自体が法的拘束力を持つものではない<sup>6</sup>。そのため、バーゼル規制の内容は、各国の法規において制度化され、運用されていくこととなる。

我が国では、海外に営業拠点を有する銀行とそれ以外の銀行を区別した上で、前者にバーゼル規制に準拠した国際統一基準を適用し（国際統一基準行）、後者にバーゼル規制に比べて緩やかな内容の独自の国内基準を適用することとしている（国内基準行）（図表4）。これらの基準は、銀行法第14条の2等の規定を根拠とした金融庁の告示等で定められており、これに基づき、金融庁は必要な措置を講じている。

図表4 国際統一基準と国内基準

		国際統一基準	国内基準
対象		3大メガバンク系列(持株会社、銀行、信託銀行)、 大手地方銀行	その他の銀行、その他の地方銀行、第二地方銀行等
第1の柱 等	自己資本	自己資本(Tier1+Tier2)、Tier1、普通株式等Tier1	コア資本(普通株式等Tier1+α)
	最低所要比率	自己資本(Tier1+Tier2):8%、Tier1:6% 普通株式等Tier1:4.5%	コア資本:4% ※内部モデルを採用している場合、普通株式等Tier1:4.5%
	資本バッファー	資本保全バッファー2.5%等	なし
	レバレッジ規制	レバレッジ比率:3%以上	なし
	流動性規制	流動性カバレッジ比率、安定調達比率100%以上	なし
第2の柱	銀行勘定の金利リスク	対Tier1比率15%以下	対コア資本比率20%以下となる予定
第3の柱	情報公開の範囲	自己資本の比率、構成要素、調達手段	自己資本の比率、構成(コア資本のみ)
	情報公開の頻度	四半期	半期(四半期は努力義務) ※内部モデルを採用している場合、四半期

(出所) 金融庁資料を基に筆者作成

### 4. 最低所要自己資本比率（第1の柱）

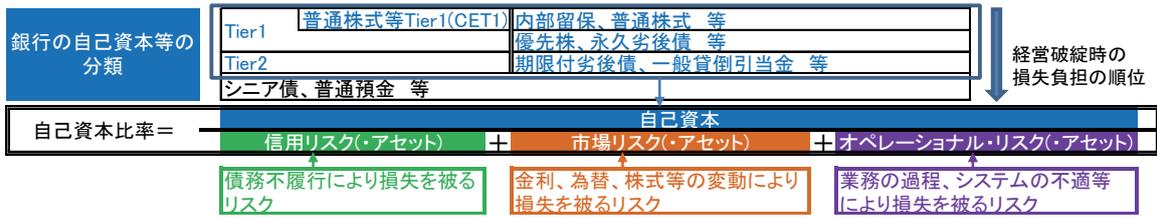
#### (1) 自己資本比率規制

自己資本とは、株式の発行により調達した資金と、事業活動により生じた利益の蓄積である剰余金（内部留保）等から構成されており、とりわけ銀行においては、預金等の元利払い能力に対する信認の源として機能し、金融システムの安定性確保に大きく寄与しているとされている。バーゼル規制では、バランスシート上の自己資本（純資産）に加え、劣後債、一般貸倒引当金等の一部の負債も含めたものを自己資本として、リスク調整を行った総資産としてのリスク・アセットで割ったものを自己資本比率として、銀行の経営の健全性を評価する基準としている（図表5）。

バーゼルⅢでは、自己資本に関しては、Tier1（内部留保、普通株式、優先株等）、Tier2等に分類し、さらにTier1の中でも質の高いものを普通株式等Tier1（CET1）としている。また、リスク・ウェイトに関しては、信用リスク（債務不履行により損失を被るリスク）、市場リスク（金利、為替、株式等の変動により損失を被るリスク）、オペレーショナル・リスク（業務の過程、システムの不適等により損失を被るリスク）の合計で算出され、各リスクの計測に当たっては、所定のリスク・ウェイト（リスクの度合いに応じた掛け目）や、数式、モデル等が用いられる。

<sup>6</sup> バーゼル委員会憲章第3条。ただし、バーゼル委員会は、各国の法規則の策定状況、内容等についてモニタリングを行っている。

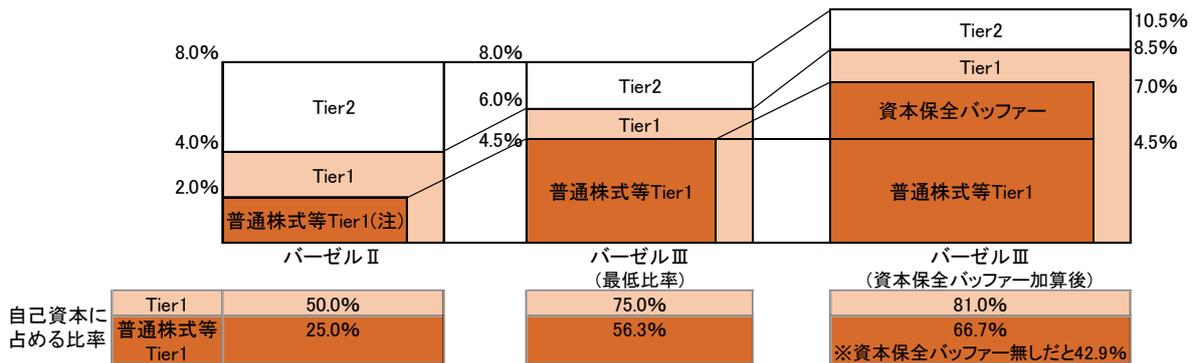
図表5 自己資本比率の概要



(出所) 金融庁資料を基に筆者作成

バーゼルⅢでの自己資本比率規制において、銀行は、単により多くの自己資本を積み増すのではなく、破綻時における損失の吸収力、資本の再構築能力を高める観点から、損失吸収力の高い資本である Tier1、より高い普通株式等 Tier1 の保有割合を拡大することが求められている（図表6、資本保全バッファーについては（3）を参照）。銀行が本指標を満たせない場合、銀行監督当局は、業務改善計画の提出等の早期是正措置を求めることとされている。

図表6 自己資本比率規制の強化（各指標の最低所要比率）



(注)普通株式等Tier1は、バーゼルⅡでは導入されていなかった。しかし、バーゼル委員会は、普通株式、内部留保等の「通常の株主資本」が自己資本の主要な要素であることを改めて確認するとして、実質上「通常の株式資本」がTier1の半分以上を占めることを求めていた。

(出所) 金融庁資料を基に筆者作成

## (2) バーゼルⅢ枠組文書公表後の自己資本比率規制の見直し

2010年のバーゼルⅢ枠組文書の公表後も、2017年のバーゼルⅢ最終文書の公表に至るまでの期間に、リスク・アセットを中心に自己資本比率算定に関する様々な見直しが行われた。本項では、変更点、論点のうち特に注目すべきものを挙げる。

### ア 標準モデル・内部モデルの使用と資本フローの導入

各リスク・アセットの計測に関して、バーゼル委員会や銀行監督当局が定めたモデル等に基づく最も標準的な計測手法（以下「標準モデル」という。）以外に、銀行独自の内部モデルを参照した計測手法（以下「内部モデル」という。）が定められている（図表7上段）。内部モデルは、バーゼルⅡから導入され、銀行監督当局がリスク管理、内部統制等の観点から検証を行い、承認を受けた銀行に限って使用することができる。内部モデルの導入により、銀行は、リスク管理の高度化、内部統制の強化を通じて、よりリスク

に適応した活動を行うと期待され、その結果、内部モデルを用いた場合の方が標準モデルを用いた場合に比べて、一般的に低い数値のリスク・アセットが得られるとされている。現在、我が国においては、内部モデルのうち、内部格付手法<sup>7</sup>が大半の国際統一基準行や一部の国内基準行で採用されている。

世界金融危機以降、内部モデルの使用によって各銀行のリスク・アセット間で過度なばらつきが見られ、比較可能性が損なわれているとの議論が上がった。これを受け、バーゼル委員会では、内部モデルの使用の制限、リスク・アセットのばらつきを抑制するための資本フロー（内部モデルで得られるリスク・アセットの下限値）の導入が検討された。世界金融危機の発祥となった米国は、バーゼルⅢを上回る厳しい基準の自己資本比率規制が敷かれていることもあり、内部モデルの使用に対して懐疑的であり、資本フローを高い数値とすることに積極的な姿勢を示した<sup>8</sup>。他方、日本や欧州は、内部モデルの導入が進んでいることもあり、これらに消極的であった<sup>9</sup>ため、協議は長期化した。最終的には、内部モデルの使用に関しては、信用リスクでは一部制限され、オペレーショナル・リスクでは廃止されることとなった。また、資本フローに関しては、2022年から段階的に実施され、最終的には2027年に72.5%となることとなった（図表7下段）。

図表7 各リスク・アセットの計測方法と資本フロー

○リスク・アセットの計測方法

リスク・アセット	信用リスク	標準モデル 標準的手法	内部モデル 内部格付手法
	市場リスク	標準的方式	内部モデル方式
	オペレーショナル・リスク	標準的手法(注1)	—(注2)

これらの使用には  
当局の承認が必要

○資本フローの例（表中の数値は、理解促進のために便宜用いる仮定値）

	標準モデルで 計測した数値(a)	(a) × 資本フロー値		銀行が採用している 方法で計測した数値
		2022年(50%)	2027年(72.5%)	
信用リスク	84	42	60.9	42
市場リスク	4	2	2.9	2
オペレーショナル・リスク	12	6	8.7	12
リスク・アセット合計	100	50 (b)	72.5 (c)	56 (d)

この場合、2022年は、銀行の採用方法で計測した数値(d) > 資本フローを掛けた数値(b)のため、(d)が、2027年は、銀行の採用方法で計測した数値(d) < 資本フローを掛けた数値(c)のため、(c)が、それぞれリスク・アセットとして使用されることとなる。

(注1) パーゼルⅢ最終文書で、オペレーショナル・リスクの計測手法に関し、これまで複数あったものがThe standardised approachに一本化されることとなった。このThe standardised approachの和訳が確立していないため、便宜「標準的手法」と表記する。

(なお、パーゼルⅡでも同名の手法が存在するが、我が国では「粗利益配分手法」と訳されている。)

(注2) パーゼルⅡでは、オペレーショナル・リスクの内部モデルとして、「先進的計測手法」が導入されたが、パーゼルⅢ最終文書により、標準的手法に一本化されることが決定した。

(出所) パーゼルⅢ最終文書、金融庁資料を基に筆者作成

<sup>7</sup> 信用リスク・アセットの計測に当たり、債務不履行の確率、債務不履行時の損失率等について、銀行独自のモデルを参照して推計する方法。基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法に更に区分される。

<sup>8</sup> ブルームバーグ・ウェブサイト（2017.5.9）〈<https://www.bloomberg.com/news/articles/2017-05-08/u-s-softens-stance-in-basel-talks-in-push-for-capital-rule-deal>〉（平30.1.12最終アクセス）

<sup>9</sup> 我が国の銀行業界からは、「内部格付手法は、銀行の経営管理に不可欠なツール。標準的手法の適用義務付けは、銀行のリスク管理水準後退を招くほか、信用力の高い顧客へのコスト転嫁が進むおそれあり。」との意見が出された（「パーゼル銀行監督委員会市中協議文書『信用リスクアセットのバラツきの削減—内部モデル手法の利用の制約』に対するコメント」（全国銀行協会、平28.6））。

## イ 国債等の信用リスク（ソブリン・リスク）

国債を始めとして、政府、中央銀行向けの債権の信用リスクをソブリン・リスクという。自国通貨で調達された国債等の信用リスクは、現行のバーゼル規制ではリスク・ウェイトが実質的に0%として取り扱われるなど、銀行、事業法人向けの債権と異なる取扱いがなされてきた（図表8）。しかし、2010年に発生した欧州債務危機を踏まえ、ドイツ等の国から、ユーロ圏内の銀行ではユーロ圏内のいかなる国が発行した国債であってもノーリスクとして扱われるため、現行の制度を見直すべきとの意見が寄せられた<sup>10</sup>。これを受け、バーゼル委員会は、2015年にソブリン・リスクの在り方に関するタスクフォースを設立し、ソブリン・リスクの現状、論点に関してディスカッション・ペーパー<sup>11</sup>を取りまとめた。しかし、我が国を始めとする一部の国からの反対もあり<sup>12</sup>協議がまとまらなかった結果、2017年12月、バーゼル委員会は、現行のソブリン・リスクの取扱いを変更することにつき現時点では（at this stage）各国の合意が得られないため、ディスカッション・ペーパーについて更なる議論を行わないこととし、ソブリン・リスクに関する変更は見送られた。なお、今般のディスカッション・ペーパーに関しては、2018年3月を期限として各国からの意見を募ることとなった。

図表8 信用リスク・アセットのリスク・ウェイト（標準的手法）の主な変更点

	現行	バーゼルⅢ最終文書
政府機関、中央銀行向け債権	0～150%	変更なし
銀行向け債権	20～150%	20～150%（※格付の参照に関する変更あり）
事業法人向け債権	20～150%	20～150%（※格付の参照に関する変更あり）
株式	100%	投機的な非上場株式：400% その他の株式：250%（※特定の国内法上のプログラムに基づくものは100%）
リテール（中小企業、個人向け）	75%	75%（※リテールの定義に該当しない場合は100%）
不動産	居住用不動産 35% or 75%	20～70%（※返済資金が賃貸・販売収入に依存している場合は除く）
担保債権	商業用不動産 100%	債務者のリスク・ウェイト（※返済資金が賃貸・販売収入に依存している場合は除く）

（出所）バーゼルⅢ最終文書、金融庁資料を基に筆者作成

## ウ ダブル・ギアリング規制の強化

ダブル・ギアリング規制とは、銀行の経営破綻の影響が他の銀行に波及することを抑制するため、銀行が連結外の銀行に対して行う出資に規制をかけることを指している。

バーゼルⅢでは、政策保有株（銀行が主に営業上の関係を築くために取得した取引先銀行の株式）のリスク・ウェイトが従来の100%から250%に引き上げられた（図表8）ほか、自己資本から控除すべき項目（意図的に保有する他の金融機関の普通株式等）に関して、国内の預金取扱金融機関に限られていた従来の範囲が、証券会社、保険会社及び外国の金融機関等にまで拡大された。

<sup>10</sup> The Financial Times ウェブサイト（2015. 1. 24）〈<https://www.ft.com/content/19795c68-a324-11e4-9c06-00144feab7de>〉（平30. 1. 12最終アクセス）

<sup>11</sup> 本文中には、ソブリン債権の規制上の取扱いに関する考え得るアイデア（potential idea）として、ソブリン債権を分類し、異なるリスク・ウェイトを適用する等の内容が記載されている。

<sup>12</sup> 金融庁は、「通貨統合に伴うユーロ圏特有の問題」と主張したとされる（『ニッキン』（平29. 12. 15））。

### (3) 資本バッファー、資本サーチャージ

資本バッファーとは、不測の事態において資金繰りがひっ迫することに備え、最低所要比率以上の自己資本の確保を促すために、自己資本の最低所要比率に加算されるものであり、資本保全バッファー（景気いかに関わらず将来のリスクに備えるもの）、カウンター・シクリカル（景気変動抑制的）バッファー（好況の際の過剰な貸出しを抑制するもの）の二種類がある。また、G-SIBs 及び D-SIBs に対しては、資本バッファーに上乗せされる資本サーチャージが設定されている（図表 9）。

資本バッファー及びサーチャージ分の自己資本は、普通株式等 Tier1 を始めとする損失吸収力の高い資本で確保されることが求められ、銀行が確保できない場合、銀行監督当局は、配当等の利益処分を制限するなどの措置を講ずることとなる。

図表 9 資本バッファー、資本サーチャージ

	名称	目的	数値	(我が国)
資本 バッファー	資本保全バッファー	景気いかに関わらず将来のリスクに備える	一律2.5%	2.5%
	カウンター・シクリカル・バッファー	好況の際の過剰な貸出しを抑制し、自己資本の積増しを促す	各国当局の裁量で設定 (0~2.5%)	0% (2017.12現在)
資本 サーチャージ	G-SIBsサーチャージ	G-SIBsを対象として資本バッファーに上乗せされる	バーゼル委員会の基準に 基づき設定(1~3.5%)	1社:1.5% 2社:1.0%
	D-SIBsサーチャージ	D-SIBsを対象として資本バッファーに上乗せされる	各国当局の裁量にて設定	4社:0.5%

(注1)資本バッファー、資本サーチャージの数値は最終的な値であり、2016~2019年にかけて段階的に引き上げられる。  
(注2)G-SIBs・D-SIBsの両方に選定されている銀行は、両バッファーのうち高い数値が適用される。  
(注3)我が国の金融庁は、銀行に対する総合的な監督方針において、G-SIBsサーチャージ、D-SIBsサーチャージをG-SIBsバッファー、D-SIBsバッファーと称している。

(出所) バーゼル委員会資料、金融庁資料を基に筆者作成

### (4) レバレッジ規制

世界金融危機の特徴として、銀行は、リスク調整を行っている自己資本比率では高い水準を保っていたものの、自己資本に対して過大な規模で資産運用を行うなど、過度なレバレッジ<sup>13</sup>を積み上げており、金融危機の厳しい局面において資産価格の下方圧力を増幅する形でレバレッジの削減を迫られた結果、悪循環に陥ったことが挙げられている<sup>14</sup>。これを受け、レバレッジの過度な積上げを規制するため、自己資本比率の補完指標として、レバレッジ比率がバーゼルⅢで新たに導入された（図表 10）。レバレッジ比率は、自己資本比率と異なり、リスク調整を行わないことが特徴であり、これによってリスク・ウェイトの低い運用資産の保有が抑制されることを目的としている。銀行が本指標を満たせない場合、自己資本比率規制と同様、銀行監督当局は早期是正措置を求めることとなる。

なお、バーゼルⅢ最終文書では、G-SIBs を対象としたバッファーが導入されることとなり、具体的には資本バッファーのG-SIBsサーチャージの数値の最大50%が上乗せされる。G-SIBs が本バッファー分の Tier1 資本を確保できない場合、資本バッファーの場合と同様、銀行監督当局は、配当等の利益処分を制限するなどの措置を講ずることとなる。

<sup>13</sup> 借入金等の他人資本（外部者から調達した資本）への依存を高めることで、てこ（レバレッジ）の作用のように自己資本の利益率が押し上がる又は下がることをレバレッジ効果といい、依存を高めることで自己資本の利益率を高めようとすることをレバレッジの積上げという。

<sup>14</sup> 金融庁・日本銀行「バーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みに関する市中協議文書の公表について」（平 25.7）

図表 10 レバレッジ比率

レバレッジ比率	2015年から公開実施、2018年から第1の柱として完全実施	G-SIBsに対しては、別途、バッファー(G-SIBsサーチャージの最大50%)が2022年から適用
Tier1資本		
エクスポージャー額(バランスシートに載らないものを含む)(注)	≥3%	

(注) エクスポージャーとは、リスクにさらされた資産を指し、本指標の場合、バランスシート上の資産、デリバティブ、証券金融取引、その他バランスシートに載らない資産で構成される。

(出所) バーゼル委員会資料、金融庁資料を基に筆者作成

## 5. 金融機関の自己管理と監督上の検証（第2の柱）

第2の柱は、第1の柱の自己資本比率規制でカバーされていないその他のリスクのうち、金融機関自らが把握・管理し、銀行監督当局が必要に応じて指導監督を行うべきもの<sup>15</sup>を指している。本項では、銀行勘定の金利リスクにつき説明する。

銀行の業務には、貸出や預金を中心とした取引を経理する銀行勘定と、金利等の変動による短期的な売買差益の確保を目的とした取引を経理するトレーディング勘定（特定取引勘定）がある。現行のバーゼル規制では、トレーディング勘定の金利リスクは市場リスクとして自己資本比率規制の対象であった一方、銀行勘定については、基本的に資産の長期保有等を目的とした業務を行っており、貸倒れのリスク（信用リスク）が重視されてきたということもあり<sup>16</sup>、対象外とされている。その代わりとして、銀行勘定の金利リスクが自己資本に占める割合につき基準値が設けられ、同割合が基準値を上回った銀行は、銀行監督当局から特に注意を払うべき銀行<sup>17</sup>として扱われることとされている<sup>18</sup>。

世界金融危機を経て、バーゼル委員会では、銀行の裁定行為により、本来トレーディング勘定で経理すべき資産が銀行勘定で経理することで自己資本比率規制の対象を回避できるという問題や、将来の金利の上昇により生じ得る損失に対して、銀行は資本を十分に備えるべきではないかとの問題<sup>19</sup>が議論の対象となった。これを受け、バーゼル委員会は、銀行勘定の金利リスクも自己資本比率規制の対象（第1の柱）として扱うべきかを含めて検討を行った結果、2016年4月に公表した最終文書<sup>20</sup>において、現行どおり第2の柱として取扱うものの、基準値の厳格化、リスク計測の精緻化、開示事項の充実等を行うこととされた（図表 11）。本内容は、2018年までに履行することが求められ、我が国では、2018年（3月）から国際統一基準行に、2019年から国内基準行に適用する予定である。今般の規制強化を受け、我が国の銀行は、国内債券に比べてリスク量が高いとされる外国債券や、満期までの期間の長い債券への投資の削減、長期の固定金利による貸出しの削減を行っていくと見られている<sup>21</sup>。

<sup>15</sup> 第2の柱に属すると考えられているリスクとして、本項で説明する銀行勘定の金利リスク以外には、信用集中リスク（特定の銀行との取引が集中することにより発生するリスク）やステップイン・リスク（銀行が資金繰り悪化時に契約上の義務を超えて契約相手先の事業体を支援せざるを得ないリスク）がある。

<sup>16</sup> 金融庁「バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書『銀行勘定の金利リスク』について」（平 27.6）

<sup>17</sup> バーゼル委員会の文書では、「アウトライヤー（観察値、異常値の意味）銀行」と称されている。また、銀行勘定の金利リスクを自己資本で除した比率について、我が国では「アウトライヤー比率」と称される。

<sup>18</sup> 我が国では、国際統一基準行、国内基準行問わず、当局がモニタリングを行い、リスク割合が基準値を上回った場合、直ちに早期是正措置の対象とするのではなく、早期警戒制度に基づく措置を講じさせることとなる。

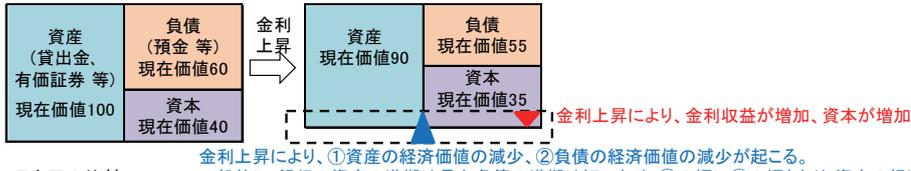
<sup>19</sup> 鈴木利光「IRRBB、コア預金の最長満期の開示が必要に」（大和総研、平 29.6）

<sup>20</sup> Basel Committee on Banking Supervision "Standards Interest rate risk in the banking book"

<sup>21</sup> 佐原雄次郎「銀行の金利リスクへの規制強化」『みずほインサイト』（平 29.7）

図表 11 銀行勘定の金利リスク

○金利上昇が銀行のバランスシートに与える影響(イメージ)



○バーゼルⅡとⅢの比較

	バーゼルⅡ(2004年)	バーゼルⅢ(2016年)
基準値	銀行勘定の金利リスク 自己資本(Tier1+Tier2) ≤20%	銀行勘定の金利リスク Tier1資本 ≤15%
リスク計測	・2つのシナリオを前提 ・前提とする金利変化の振れ幅は上下2%(その他の方法もあり)	・6つのシナリオを前提 ・前提とする金利の振れ幅は通貨ごとに異なる (日本円<米ドル<英ポンド<ユーロ)
当局の対応	・基準値超の銀行の自己資本充実度に対して特に注意を払う ・銀行が金利リスクの水準見合いの資本を有していないと判断される場合、 ①リスク削減 ②資本増強 又は ③両者の組合せを求める是正措置を検討	・基準値超の銀行が過大な金利リスクを抱えていないか、レビューを実施 ・基準値超の銀行の自己資本充実度に対して特に注意を払う ・レビュー結果も踏まえ、金利リスクの引受け、管理等に問題がある場合、 少なくとも次のうち1つの措置をとるよう求める ①リスク削減 ②資本増強 ③内部モデルに対する制限 ④リスク管理向上
開示事項	・金利リスクの管理方針等 ・金利リスクに関する数値情報(経済価値、期間収益の変動額) ※☆の比率は非開示	・金利リスクの管理方針等 ・左記の情報をTier1資本と対比する形で開示 ・コア預金(長期間引き出されずに銀行内に滞留する預金)の満期情報

(出所) 金融庁資料、金本悠希「銀行勘定の金利リスクの取扱い見直し案公表」(大和総研、平 29.7) を基に筆者作成

## 6. 市場規律(第3の柱)

バーゼル委員会は、市場参加者による監視を強化し、市場規律の実効性を高めるため、銀行による情報開示の充実に取り組んでいる。バーゼルⅡでは、自己資本の比率、構成要素、調達手段等の自己資本に関する基礎的な情報の開示が求められた。バーゼルⅢでは、バーゼルⅡでの情報公開(第1フェーズ<sup>22)</sup>が完了したことを受け、第2フェーズとして、情報公開に関する原則及びひな形が改定されたほか、バーゼルⅢで新設又は改定された内容(レバレッジ規制、銀行勘定の金利リスク等)が追加された。今後、バーゼルⅢ最終文書の公表を受け、第3フェーズの策定も見込まれている(図表12)。

我が国では、国際統一基準行は四半期ごと、国内基準行は半期ごと(内部モデルを採用している銀行は四半期ごと)に情報開示を行うこととなっている。

図表 12 バーゼル規制における情報公開の深化

	バーゼルⅡ	内容
フェーズ	1	2004年公開(2009年に改定)、2007年から実施開始
	2	2015年公開(2017年に追加)、2016年から実施開始
3	(未定)	

連結の範囲、自己資本の比率、構成要素、調達手段 等  
原則・ひな形の改定、レバレッジ規制、銀行勘定の金利リスク、流動性規制、TLAC規制の追加 等  
リスク・アセット計測手法、オペレーショナル・リスクの改定 等

(出所) バーゼル委員会資料を基に筆者作成

## 7. 流動性規制(流動性カバレッジ比率・安定調達比率)

世界金融危機の際、自己資本を十分に確保していた銀行でも、現金、預金等の流動資産

<sup>22</sup> バーゼル委員会の2017年公表文書で用いられている表現に準拠。なお、金融庁・日銀作成の説明文書(2017年公開文書の市中協議文書が公表された2016年に作成されたもの)では、2015年公表文書の内容を第1フェーズ、2017年公表文書の内容を第2フェーズとしており、整合していない。

が不足し、迅速に対応できない事態が見られたことを受け、流動性規制は、自己資本比率を補完するためにバーゼルⅢで新たに導入され、流動性カバレッジ比率、安定調達比率の二つの指標で構成される（図表 13）。流動性カバレッジ比率は、30 日間という短期間における資金繰り悪化状況下に耐え得るだけの流動資産を有しているかについて、安定調達比率は、長期の運用資産に対して長期的かつ安定的な資金調達手段（満期 1 年以上の負債・資本、個人・中小企業からの安定預金等）を確保できているかについて、それぞれ示している。これらの指標は、第 1 の柱又は第 2 の柱に属するかについて明確でないが<sup>23</sup>、自己資本比率規制を補完するために導入されたこと、また、レバレッジ比率等の他の指標と同様に情報公開が求められていること等に鑑み、銀行監督当局はモニタリングを行い、必要に応じて、銀行に改善措置を講じさせることが期待されていると考えられる。

なお、安定調達比率については、2018 年から実施される予定であったが、分母の所要安定調達額に算入されるデリバティブ（先物取引、オプション取引等の金融派生商品）に関してあまりに厳しい基準を課しているとの声が上がった<sup>24</sup>結果、バーゼル委員会は、2017 年 10 月、デリバティブ負債額の算入率（20%）を各国当局の裁量により 5%まで引き下げることを許容し、柔軟な運用を行うこととなった。

図表 13 流動性規制（流動性カバレッジ比率、安定調達比率）

<b>流動性カバレッジ比率</b>	30日間の資金繰り悪化状況下において資金流出等への対応できるかを測るための指標	2015年から段階的実施、 2019年から完全実施
	$\frac{\text{資産額(レベル1(現金等)+レベル2A(国債の一部、社債等)+レベル2B(住宅ローン担保証券等))}}{\text{30日間の資金流出額}} \geq 100\%$	
<b>安定調達比率</b>	長期の運用資産に対応する長期・安定的な調達手段を確保しているかを測るための指標	2018年から実施
	$\frac{\text{利用可能な安定調達額(資本、負債(預金・市場性調達)の一部)}}{\text{所要安定調達額(バランスシート上の資産、デリバティブ(資産・負債))}} \geq 100\%$	

（出所）バーゼル委員会資料、金融庁資料を基に筆者作成

## 8. 総損失吸収力（TLAC）規制

世界金融危機発生直後の 2009 年 4 月に開催された G20 ピッツバーグ・サミットでは、世界規模で活動する巨大な金融機関が無秩序に破綻すれば、各国の金融・経済システムに極めて深刻な悪影響（システムック・リスク）が生じることが予想されるため、これらを破綻させることが困難であり、政府が公的資金を注入して救済せざるを得ないという「大きすぎて潰せない問題（too-big-to-fail 問題）」について議論された。

この議論を踏まえ、同月に設立された金融安定理事会<sup>25</sup>は、破綻時の影響が極めて大きな金融機関を「システム上重要な金融機関（SIFIs）<sup>26</sup>」と位置付け、バーゼル委員会とも協

<sup>23</sup> 我が国の金融庁は、流動性規制のうち流動性カバレッジ比率について、第 1 の柱の項目としており、銀行法第 14 条の 2 に基づき、銀行の経営の健全性を判断するための基準に含めている（金融庁「流動性カバレッジ比率規制（第 1 の柱）に関する告示の一部改正（案）」の公表について（平 29. 11））。安定調達比率については、同様の告示を行っておらず、不明。

<sup>24</sup> C F O（雑誌社）のウェブサイト（2017. 10. 9）〈<http://ww2.cfo.com/regulation/2017/10/basel-committee-relaxes-bank-funding-rule/>〉（平 30. 1. 12 最終アクセス）

<sup>25</sup> 金融システムの安定、そのぜい弱性への対応を担う当局間の協調の促進に向けた活動等を行うため、1999 年に設立された金融安定化フォーラムを強化・拡大する形で設立。25 か国等の中央銀行、銀行監督当局、財務省のほか、IMF、B I S、世界銀行、O E C D等の国際機関も参加。

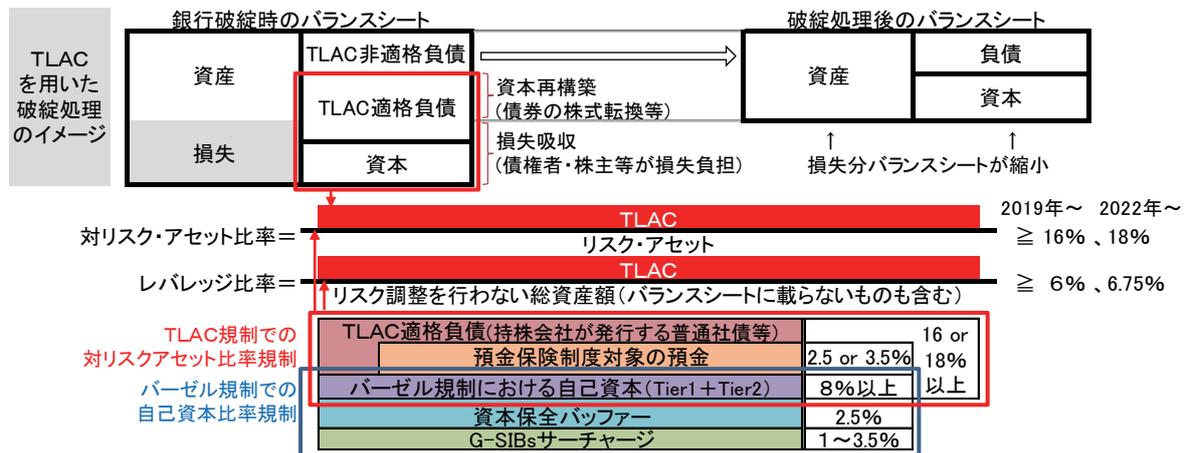
<sup>26</sup> SIFIs (Systemically Important Financial Institutions) は、銀行のほか保険会社を含む。このうち、世界規模のものを G-SIFIs と称し、その中の銀行が G-SIBs (Global Systemically Important Banks) である。

議を行った結果、2015年11月、G-SIBsの総損失吸収力（TLAC）に関する一連の最終規則文書<sup>27</sup>を公表し、TLAC規制の枠組みを定めた（図表14）。

TLAC規制は、G-SIBsに対して十分な総損失吸収力の確保を求め、万が一危機に陥った際、当該銀行の株主や債権者に損失を負担させ、資本の再構築を行うことにより、公的資金の投入を行うことなく、システミック・リスクを回避する秩序ある処理を行うことを目的としており、バーゼル規制における自己資本比率規制と一体をなすものとされている。

TLAC規制では、バーゼル規制の対象となる自己資本以外にもTLACに含めることができる負債があり、代表的なものは、持株会社が発行する普通社債（一般的にシニア債に分類される）が挙げられる。また、我が国の場合、預金保険制度の強靱性に鑑み、同制度対象の預金を一定程度含めることが可能である。一方で、バーゼル規制における資本バッファー、サーチャージ分の資本は、資金繰りがひっ迫した際の緩衝材として機能するために導入された経緯に鑑み、TLACに含めることができない。

図表14 TLAC規制



（出所）金融庁資料を基に筆者作成

その後、2016年10月には、バーゼル委員会が、G-SIBsが破綻処理手続に入ることにより他の銀行に悪影響が及ぶことを防ぐことを目的として、TLAC保有の最終文書<sup>28</sup>を公表した。これは、ダブル・ギアリング規制（4（2）ウを参照）の一環であり、具体的には、TLAC適格負債に含まれるG-SIBsの債券を保有する銀行は、その分に応じて自己資本から控除せねばならないこととされた。

## 9. 今後の課題

以上説明してきたバーゼルⅢの概要、現状を踏まえ、今後の課題について述べたい。

なお、バーゼルⅢにおいても、SIFIsを対象とした独自の規制が設けられており、資本バッファーのG-SIBs及びD-SIBsに対するサーチャージ、レバレッジ比率のG-SIBsに対するバッファーがこれに該当する。

<sup>27</sup> 金融安定理事会プレス<<http://www.fsb.org/2015/11/tlac-press-release/>>（平30.1.12最終アクセス）参照

<sup>28</sup> Basel Committee on Banking Supervision "Standard TLAC holdings"

## (1) バーゼルⅢ実施に伴う規制効果の評価検証

世界金融危機以降、欧米や我が国の銀行では自己資本の増強が続けられてきたこともあり<sup>29</sup>、今般の最終文書の公表によって、我が国の銀行が更に大幅な資本増強を行う必要性は回避されたと見られている<sup>30</sup>。一方で、リスク・アセットについては、内部モデルの使用は引き続き認められたものの<sup>31</sup>、政策保有株のリスク・ウェイトが大幅に引き上げられたこともあり、2017年3月末比で30%程度増えると試算しているメガバンクのグループがある<sup>32</sup>など、一定の影響を受けることは避けられず、今後、各銀行はリスク・アセットの削減を促進していくものと考えられる。このほか、バーゼルⅢで導入され、2018年から完全実施されるレバレッジ比率についても、銀行が安全資産の保有を減らすことにつながり、その結果、銀行のぜい弱性が高まるおそれがあること等が指摘されている<sup>33</sup>。

金融庁においては、バーゼルⅢの規制が意図せざる負の影響をもたらし、その結果、銀行やその他の金融機関の経営・活動が圧迫されることのないよう、規制効果の評価検証を包括的かつ速やかに行う<sup>34</sup>ことが、今後一層重要となるだろう。

## (2) ソブリン・リスクの取扱いの見直しの可能性

我が国の銀行は、残高自体は減少しているものの、依然多額の国債を保有している<sup>35</sup>。そのため、自国通貨建ての国債のリスク・ウェイトが引き上げられた場合、銀行のリスク・アセットが増大することに加え、銀行が国債を積極的に引き受けることができなくなることから、日本銀行による金融緩和政策からの出口戦略が困難になると<sup>36</sup>懸念する意見もあった。今般のバーゼル委員会の決定に対し、黒田日本銀行総裁は、「ソブリンに関する規制の見直しをすべきという国際的なコンセンサスは全くなく、検討作業を完了し、現在のソブリンの取扱いを変更しないという結論になりました。これは、わが国の考え方にも則したものです。(中略)このような形で金融規制に関する不透明感が払拭されたことは、大変好ましいことだと思っています」と記者会見にて発言し<sup>37</sup>、メディアでも「国債を大量保有する邦銀にとって最大の懸念が解消した」<sup>38</sup>という反応が見られた。

しかしながら、ソブリン・リスクの取扱いの見直しが行われなかったこととなったのは、各国の合意が現時点で得られなかった<sup>39</sup>ためであり、今後、本リスクの取扱いが再び議題に上

<sup>29</sup> 黒田日本銀行総裁の講演「頑健な金融システムの構築に向けて—金融危機後の取り組みと今後の課題—」(平 29. 2. 16) <[https://www.boj.or.jp/announcements/press/koen\\_2017/data/ko170216a1.pdf](https://www.boj.or.jp/announcements/press/koen_2017/data/ko170216a1.pdf)> (平 30. 1. 12 最終アクセス) 等を参照。

<sup>30</sup> 『読売新聞』(平 29. 12. 9)、『日本経済新聞』(平 29. 12. 12)

<sup>31</sup> 内部モデルを採用している大手銀行は、資本フローの導入等について「時間的猶予があり、内部蓄積だけで対応可能」と言ったとされる(『ニッキン』(平 29. 12. 15))。

<sup>32</sup> 『日本経済新聞』(平 30. 1. 10)

<sup>33</sup> 寺西勇生「レバレッジ比率規制が銀行に与える影響」(金融庁金融研究センター、平 27. 3)

<sup>34</sup> 平野全国銀行協会会長(三菱UFJ・FG会長)が同趣旨の発言を行っている(『ニッキン』(平 30. 1. 1))。

<sup>35</sup> 日本銀行「参考図表 2017年第3四半期の資金循環(速報)」(平 29. 12)によれば、2017年9月末時点における預金取扱機関の国債等(国庫短期証券、国債・財投債)保有残高は183兆円となっている。

<sup>36</sup> 第189回国会衆議院財務金融委員会議録第12号29～30頁(平 27. 6. 10)

<sup>37</sup> 日本銀行総裁記者会見要旨(平 29. 12. 21)

<sup>38</sup> 『ニッキン』(平 29. 12. 15)

<sup>39</sup> 日本経済新聞(平 29. 12. 29)によれば、主要国の中央銀行総裁による非公式会合の場において、黒田日本銀

る可能性は十分に考えられる。バーゼル委員会の決定の後、ドイツ・オランダの中央銀行は、現行のソブリン・リスクの取扱いを見直す必要性を改めて強調しており<sup>40</sup>、また、バーゼル委員会又はEUは本問題にいずれ取り組むこととなるだろうという観測も出されている<sup>41</sup>。本リスクは、我が国の銀行、金融政策にも大きく関係することから、慎重な取扱いが望まれるため、我が国は、今後においても、これら国際的動向や、ディスカッション・ペーパー<sup>42</sup>に対する各国からの意見等を十分に注視する必要があるだろう。

### (3) バーゼルⅢの実施に関する国際的状況

最終文書の合意に至ったバーゼルⅢは、今後、各国で規制内容が着実に実施され、その企図した効果が発生しているかについて国際的な検証が行われていく<sup>43</sup>ことが望ましい。

しかし、米国財務省は、2017年6月、金融規制改革に関する提言を公表し<sup>44</sup>、その中で銀行勘定の金利リスクの改正内容、安定調達比率（いずれも2018年からの実施が求められている）の見直し等を勧告した。同提言の中で、これら規制は、追加的負担を強いるものであり、必要以上に資本、流動資産を積み増すことにつながると述べている。また、米国金融規制当局に対して、リスクに基づいた自己資本比率規制の枠組みを見直すべきとも述べている。本決定に対し、EU側からは、トランプ米国大統領による米国第一主義が、国際金融規制の取組を危うくしているとの批判の声が上がっている<sup>45</sup>。

このほか、スイスが安定調達比率の実施を延期した<sup>46</sup>ことに加え、2019年に執行部の体制の変更が見込まれる<sup>47</sup>EUでも実施が先送りになるという観測もある<sup>48</sup>など、バーゼルⅢの規制内容が、各国等で予定どおり実施されるかは不透明な状況である。一部項目について予定どおり実施されないという状況が仮に長期化した場合、バーゼルⅢの国際金融規制としての安定性、信頼性が揺らぐこととなり、銀行の活動の安定性も損なわれると考えら

---

行総裁は、ドイツの中央銀行総裁に対して「ここにいるあなた以外の総裁は全員、私と同じ意見だ」と述べ、これに対して、ドラギ欧州中央銀行総裁らもうなずいたとされている。一方、ロイター（2017.12.8）〈<https://www.reuters.com/article/us-basel-banks/decade-in-the-making-post-crisis-banking-rules-finally-signed-idUSKBN1E12AC?il=0>〉（平30.1.12最終アクセス）によれば、ドラギ総裁は、大多数（most）でないにせよ多数（many）の国が現状の取扱いの強化に反対したと述べている。

<sup>40</sup> ドイツ中央銀行ウェブサイト（2017.12.15）〈[https://www.bundesbank.de/Redaktion/EN/Standardartikel/Press/Contributions/2017\\_12\\_15\\_weidmann\\_faz.html](https://www.bundesbank.de/Redaktion/EN/Standardartikel/Press/Contributions/2017_12_15_weidmann_faz.html)〉、オランダ中央銀行ウェブサイト（2017.12.7）〈<https://www.dnb.nl/en/news/news-and-archive/dnbulletin-2017/dnb369310.jsp>〉（平30.1.12最終アクセス）

<sup>41</sup> Deloitte（会計事務所）ウェブサイト（2017.12.8）〈<http://blogs.deloitte.co.uk/financialservices/2017/12/five-things-to-remember-about-basel-iii-.html>〉（平30.1.12最終アクセス）

<sup>42</sup> 金融庁は、本ペーパーについて「いつかまた検討することがあるかもしれない遠い将来の参考資料」と解説しているとされる（『ニッキン』（平29.12.15））。

<sup>43</sup> 注37の記者会見にて、黒田日本銀行総裁は、「この合意（注：バーゼルⅢ）をしっかりと実施していくことが重要で、国際的にはそれを踏まえて、実際に予期されたような適切な効果が上がっているかを確認していくフェーズに移っていくと思います」と述べている。

<sup>44</sup> 米国財務省ウェブサイト〈<https://www.treasury.gov/press-center/news/Pages/Summary-of-Recommendations-for-Regulatory-Reform.aspx>〉（平30.1.12最終アクセス）

<sup>45</sup> Politico（ニューズメディア）ウェブサイト（2017.7.17）〈<https://www.politico.com/story/2017/07/17/trump-america-first-banks-240630>〉（平30.1.12最終アクセス）

<sup>46</sup> ロイター・ウェブサイト（2017.11.22）〈<https://www.reuters.com/article/swiss-banks/swiss-banks-need-to-meet-minimum-leverage-ratio-of-3-pct-idUSL8N1NS23V>〉（平30.1.12最終アクセス）

<sup>47</sup> 欧州議会の選挙、欧州委員会委員長及び欧州理事会議長を選任等が予定されている。

<sup>48</sup> 『日本経済新聞』（平29.12.22）

れる。我が国では、バーゼルⅢを所定のとおりに実施していくことが見込まれるが、実施によって明らかとなった問題等を他国と共有し、必要に応じて改善に向けた提言を行うなどして、バーゼルⅢが国際金融規制として確立されるよう貢献していくことが望まれる。

## 10. 終わりに

バーゼルⅢは、2008年に発生した世界金融危機で明らかとなった様々な課題に対処することを目的としたものであったが、2017年の最終文書まで約10年もの歳月を要した結果、全ての規制内容が完全実施されるのは、危機発生から約20年後の2027年となった。バーゼルⅡの枠組文書が公表された2004年から4年後に世界金融危機が発生し、6年後にバーゼルⅢ枠組文書の公表に至ったことを考えると、2027年までの間に国際金融情勢が大きく変化し、新たな規制を策定する必要に迫られることは十分に考えられる。国際金融に関する新たな課題が発生した場合、規制を策定又は改定することは重要であるが、バーゼルⅢの最終化に至るまでが長期となった経緯を考えると、規制の策定に加えて、規制上の対応と監督上の対応の効率的な組み合わせについても検討、協議を重ねるべきであると考えられる。

これに関し、金融庁は、「新たな規制を際限なく策定し続けるような状況は終わりにすべき」という主張が国際的にも見られるようになった一方で、「議論の重点を、新たな規制の策定から監督の在り方に移すべき」との発信を対外的に行っているが、国際的な共通認識になるに至っていないとしている<sup>49</sup>。これらの主張に対する国際的理解を一層促進していくためには、金融規制・行政に関する当局間のみならず、より広く政治レベルでの認識の共有を進めることも重要であろう。例えば、EUの機関の一つである欧州議会<sup>50</sup>は、2016年11月の採択決議<sup>51</sup>において、「日本といった非欧州国の当局が、自己資本強化、一連の新しい基準を遵守するためにより多くの労力を費やすことへの圧力が高まっていることに対して懸念を示している」と言及し、我が国を含めた他国の動向に注目している。また、翌2017年2月の採択決議<sup>52</sup>において、「銀行の安全性及び健全性は、バランスシートを短時間で審査するのみでは捕捉不可能であり、それらは、銀行・市場間の動的な相互作用により確保され、経済全体の様々な要素により影響を受けるものであると強調する。」と述べており、我が国に近い問題意識を有していることが見受けられる。

我が国は、今後、このような国等が更に増えるよう、引き続き対外発信を行っていくとともに、バーゼルⅢに関して、実施及び評価検証を重ねた上で問題等を的確に把握し、各国に対して問題提起を行うなどして、バーゼル委員会による国際金融規制がより実効的なものとなるよう国際貢献を行っていくことが期待される。

(ひび のりお)

<sup>49</sup> 金融庁「平成28事務年度金融レポート」117～118頁（平29.10）

<sup>50</sup> 一般的にEUでの立法機関ではなく、欧州理事会と並び諮問・共同決定を行う機関と理解されているが、予算・人事の承認権など、執行機関である欧州委員会に対して一定の影響力を及ぼしている。

<sup>51</sup> 欧州議会ウェブサイト<<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=TA&reference=P8-TA-2016-0439&language=EN>>（平30.1.12最終アクセス）。なお、和訳は筆者による仮訳である。

<sup>52</sup> 欧州議会ウェブサイト<<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+REPORT+A8-2017-0019+0+DOC+XML+V0//EN>>（平30.1.12最終アクセス）。なお、和訳は筆者による仮訳である。